

# 津市農業経営収入保険加入支援事業補助金交付要綱

令和3年7月13日津市訓第51号

改正 令和4年3月31日訓第53号

令和5年3月31日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等による農業者の経営努力では避けられないリスクに起因する収入減少を補償する収入保険への加入を支援することにより、農業者の事業継続や地域農業の維持を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 収入保険 三重県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（保険期間に令和6年1月1日を含み、同年3月15日までに保険料等の額が確定するものに限る。）をいう。
- (3) 保険料等 収入保険の保険料及び付加保険料をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「農業経営収入保険加入支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であって、収入保険に加入しているものに対し、保険料等に相当する経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等に関する委任）

第6条 三重県農業共済組合長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の委任を受けた場合は、補助金の交付申請、請求、受領等に関する事務を当該申請者に代わって行うことができる。

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、令和6年3月18日とする。

（添付書類）

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証する書類
- (2) 収入保険の保険料等の額が分かる書類
- (3) 委任状（第6条に規定する委任があった場合に限り。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、規則第3条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を農業経営収入保険加入支援事業補助金交付決定及び確定通知書（別記様式）により申請者に通知するものとする。

（適用除外）

第10条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年7月15日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第53号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(令和5年3月31日訓第31号)

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

農業経営収入保険加入支援事業補助金交付決定及び確定通知書

（記号番号）

年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった農業経営収入保険加入支援事業補助金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市農業経営収入保険加入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

条 件

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

備 考

- 1 この通知の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。